

第 6216 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月12日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 仮装・隠ぺい行為とは

Q : 重加算税の対象になる仮装・隠ぺい行為とは、どんなことをいうのですか？

A : 次のような行為が仮装・隠ぺい行為とされています。

【解説】

重加算税の対象となる仮装、隠ぺい行為とは、具体的には、次のような行為をいいます。

- ①二重帳簿を作成すること
- ②帳簿、原始記録、証憑書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書、棚卸表その他決算に関係ある書類(帳簿書類)を破棄又は隠匿すること
- ③帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証憑書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行うこと
- ④帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入を脱漏又は棚卸資産の除外をすること
- ⑤取引の慣行、取引の形態等から勘案して、通常その支出金の属する勘定科目として計上すべき勘定科目に計上しないこと
- ⑥秘匿した売上代金等をもって本人以外の名義又は架空名義の預貯金その他の資産を取得すること
- ⑦源泉徴収票、支払調書等の記載事項を改ざんし、もしくは架空の源泉徴収票等を作成すること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】